○外務省告示第六十八号

平成二十二年二月五日にハノイで、国立産婦人科病院機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国立産婦人科病院機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億六千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　坂場三男在ベトナム大使

ベトナム側　グエン・クオック・チェウ保健大臣

平成二十二年二月十九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第六十九号

平成二十二年二月五日にモンロビアで、リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　リベリア共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億六千二百万円

3　署名者

日　本　側　片上慶一在リベリア大使

国際連合児童基金側　イザベル・クローリー在リベリア事務所代表

平成二十二年二月十九日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字奥ノ沢四八八五、四八八六の一、字金沢四九三一、葵区渡字下村四七九の一、字樋沢五九二の一、五九二の二、掛川市居尻字安尾八〇二の一、字神場立八〇四、八二一の一から八二一の三まで、八二三、字檜島八三三から八三七まで、八四〇の一、八四〇の二、八四一から八四三まで、八四四の一、八四四の二、磐田市上野部字神田二三七九の九から二三七九の一三まで、二三七九の五一から二三七九の六三まで、二三七九の一五七から二三七九の一六二まで、二三七九の一七七、二三七九の一七八、二三七九の一九五、周智郡森町薄場字奥沢四六五の一、字大道西五六三の二の二、五六三の二の三、五六三の二の二五まで、五六三の二の三六から五六三の二の三九まで、五六三の二の四一から五六三の二の四五まで、五六三の四の二四から五六三の四の二九まで、五六三の一〇、五六三の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥ノ沢四八八六の一、字金沢四九三一・字下村四七九の一・字樋沢五九二の一・字檜島八三三・八四一・字神田二三七九の一〇・二三七九の一一・二三七九の一三・二三七九の五一から二三七九の五四まで・二三七九の五六・二三七九の六〇・二三七九の一六〇・二三七九の一六二・二三七九の一七七・字奥沢四六五の一・字大道西五六三の二の二二から五六三の二の二四まで・五六三の二の三八・五六三の二の四一・五六三の二の四三・五六三の二の四五・五六三の四の二六・五六三の四の二八・五六三の四の二九・五六三の一〇・五六三の一三（以上三十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門字竹原田二五五五の一・二五五五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、南郷区鬼神野字田出原一二〇九、字久保一二三〇、一二三一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹原田二五五五の一・二五五五の二・字田出原一二〇九・字久保一二三〇・一二三一の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町久代字下滝五〇一一の一八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

○農林水産省告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市福島字城沢二五三九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市松之山字ドロノ木平三九四の一、三九四の二、三九五から三九八まで、三九九の一、三九九の二、四〇〇、四〇一の一、四〇一の二、四〇二、四〇三の二から四〇三の九まで、四〇四から四〇七まで、四〇八の一、字長峰四〇九の一から四〇九の八まで、四一〇、四一一、四一三から四一五まで、四一八の三、四一八の七、四二〇、四二一の甲、四二一の乙、四二一の丙、四二三、字南田四二四の一、四二四の二、四二六、四二六の一から四二六の五まで、四二六の子から四二六の卯まで、四二八の子、四二九、四三〇の